住所　東京都江戸川区東小松川１丁目８番３号
　金昌茂　昭和32年９月24日生
　金元美　昭和40年３月18日生
　金明伸　平成６年８月14日生
　金明秀　平成８年７月２日生
　金遙　平成11年５月27日生
　金明俊　平成13年11月25日生
住所　東京都豊島区池袋１丁目10番２号
　余佳妮　平成７年11月30日生
住所　東京都小平市小川西町１丁目25番２―503号
　李宏宇　昭和39年５月１日生
住所　千葉県柏市柏762番地
　董岩鷹　昭和50年11月14日生
　董美惠　平成16年10月９日生
住所　福島県耶麻郡猪苗代町字五輪原7136番地173
　マリア・マヌエーラ・ラポーソ・マドレイラ・ローペス・タジマ　昭和20年２月10日生
住所　千葉県船橋市本中山３丁目19番４号
　林榕妹　昭和58年２月10日生
　揚慧蘭　平成14年８月17日生
　揚弘翔　平成15年12月14日生
住所　岡山県倉敷市連島中央１丁目１番39号
　全康隆　昭和27年７月16日生
　權正子　昭和27年12月５日生
住所　岡山県倉敷市水島南緑町７番19号
　權昭三　昭和33年２月３日生
住所　神戸市北区ひよどり台１丁目２番地
　金恵美　昭和57年２月23日生
住所　東京都北区豊島５丁目６番11―803号
　趙海東　昭和50年３月21日生
住所　千葉市美浜区高浜１丁目15番６―505号
　文超　昭和61年５月３日生
住所　広島市安佐北区口田南５丁目４番17―８号
　柳咲榮　昭和26年５月24日生
　崔正寿　昭和54年８月18日生
住所　広島市安佐北区落合南３丁目41番４号
　崔成寿　昭和52年４月６日生
住所　広島市南区宇品東３丁目２番19―302号
　崔和寿　昭和58年１月14日生
住所　名古屋市千種区唐山町３丁目58番地１
　朴義季　昭和57年７月27日生
住所　名古屋市千種区唐山町３丁目58番地１
　朴聖季　昭和62年５月17日生
住所　名古屋市瑞穂区岳見町４丁目34番地２
　李佳奈　昭和55年１月16日生
住所　愛知県西尾市下矢田町西野山24番地３
　金猛　昭和25年３月11日生
　李文子　昭和27年９月25日生
　金琢也　昭和60年２月20日生
住所　川崎市高津区溝口１丁目５番５―501号
　朴正樹　昭和57年３月29日生
住所　相模原市中央区上溝1686番地５
　金京美　昭和42年７月２日生
住所　京都府宇治市槇島町落合97番地57
　姜太植　昭和60年４月12日生
住所　京都府久世郡久御山町大橋辺１番地43
　趙龍三　昭和37年３月９日生
　崔真寿美　昭和40年３月21日生
　趙拳人　平成５年１月16日生
　趙恵美　平成６年11月18日生
住所　京都市南区久世大藪町145番地30
　安朝代　昭和48年９月12日生
住所　京都市南区東九条南河辺町38番地13
　鄭一光　昭和57年８月９日生
住所　京都市左京区田中西高原町14番地11
　黄剛史　昭和56年12月８日生
　黄拓史　昭和58年３月４日生
住所　京都市伏見区深草大亀谷東安信町129番地2
　張健力　昭和48年６月15日生
住所　京都市左京区下鴨下川原町62番地４
　孔冀佺　昭和40年１月25日生
　李港　平成２年５月16日生
　李航　平成４年６月２日生
　李幸　平成８年１月25日生
住所　京都市右京区嵯峨野清水町３番地
　鄭里菜　昭和58年６月14日生
住所　京都市上京区仁和寺街道六軒町西入四番町122番地１
　朴純代　昭和35年10月27日生
住所　千葉県市川市市川南２丁目２番２―504号
　金麗子　昭和28年６月17日生
住所　東京都足立区新田３丁目35番21―411号
　姜燕秉　昭和37年９月24日生
住所　東京都墨田区吾妻橋１丁目23番30―2404号
　李雅敏　昭和25年10月23日生
住所　大阪府東大阪市長堂１丁目22番16号
　張哲男　昭和60年10月29日生
　張哲譽　昭和63年６月５日生
住所　大阪府羽曳野市羽曳が丘７丁目12番１号
　尹佳菜子　昭和51年６月16日生
住所　大阪市生野区小路１丁目11番７号
　康哲修　昭和48年12月７日生
住所　大阪府門真市江端町11番１―721号
　鄭順子　昭和24年４月18日生
　李奈津子　昭和55年６月23日生
住所　千葉県船橋市習志野台８丁目19番12号
　李明淑　昭和51年11月30日生
住所　東京都荒川区西日暮里１丁目４番19号
　張悦子　昭和17年７月22日生
　張亨光　昭和56年６月18日生

○外務省告示第二百九十九号

モロッコ王国政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の批准書を平成二十二年四月十四日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年七月十四日にモロッコ王国について効力を生ずる。

（平成二十二年四月十四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年六月十七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百号

シンガポール共和国政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の加入書を平成二十一年十二月三十一日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年三月三十一日にシンガポール共和国について効力を生じた。

（平成二十二年一月五日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年六月十七日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第九百二十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年六月九日　第五十九号
二　登録認定機関の名称及び住所
　財団法人やまがた農業支援センター
　山形県山形市緑町一丁目九番三十号
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　山形県
(2)　認定を行う事業所の所在地
　山形県山形市緑町一丁目九番三十号

○農林水産省告示第九百二十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十二年六月九日　第六十号
二　登録認定機関の名称及び住所
　特定非営利活動法人環境保全米ネットワーク
　宮城県仙台市青葉区上杉一丁目十六番三号ＪＡビル別館五階
三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物及び有機加工食品